

大船行政センター自動扉点検仕様書

(対象となる物件)

第1条 本契約における対象となる物件は次のとおりとする。

- (1) 取付け場所の住所 : 鎌倉市大船二丁目1番26号
- (2) 取付け場所の建物名称 : 鎌倉市大船行政センター
- (3) 機械及び台数 : SOV両引型 3台、身障者トイレ 1台 合計 4台
- (4) 保守対象機械の範囲
①駆動装置 ②制御装置 ③起動装置 ④懸架装置 ⑤電気配線で乙の施工範囲

(保守の内容)

第2条 乙は第1条に設置する機械の正常稼動を維持する為に、下記の定期点検及び修理を行うものとする。

(1) 定期点検

乙は技術者を派遣し、機械及び附属機器の定期点検を行う。

点検回数及び期間 : 3回 4ヶ月毎

(2) 修理

甲の要請に基づき機械の修理が必要な場合、乙は技術者を派遣し迅速に修理を行う。

(3) 乙が上記定期点検及び修理を行うに際し、有償部品交換、分解整備が必要となった場合には、甲の承諾後
作業を行い、その費用を別途甲が負担する。

(保守時間)

第3条 本契約における保守時間は次のとおりとする。

(1) 定期点検

定期点検は乙の定める時間帯(月～金曜日、午前8時40分～午後6時)に実施するものとし、土曜日・

日曜日・祝日・1月1日から1月3日及び夜間作業の場合は、その費用を別途甲が負担する。

(2) 修理

修理は乙の定める時間帯(月～土曜日、午前8時40分～午後6時)に実施するものとし、日曜日・祝日・1月1日から1月3日及び夜間作業の場合は、その費用を別途甲が負担する。

(保守に対する協力)

第4条 甲は乙の技術者が実施する定期点検及び修理に対し、円滑に遅滞なく完了するように便宜を図るものとする。

(報告)

第5条 乙は保守作業完了後、速やかに報告書を提出し、その結果を甲に対して報告しなければならない。又、本契約業務の履行中に異常、故障、事故等の事実を知ったときは、その状況を速やかに甲に報告しなければならない。

(保守の再委託)

第6条 乙は保守業務に関して甲の了承を得た上で、第三者に再委託できるものとする。

(機密保持)

第7条 乙又は乙の従業員は本契約の実施にあたって知り得た甲の機密及び個人情報を契約期間中のみならず、契約終了後も第三者に漏らしてはならない。

(賠償責任)

第8条 乙は本契約の履行中、乙又は乙の従業員に帰すべき事由により、甲または第三者に与えた直接的損害に対し賠償責任を負う。但し、その損害の原因が不可抗力によるときは、乙は賠償責任を負わない。

(乙の責に帰さざる故障修理)

第9条 罷業、天災、不可抗力、自然消耗、その他甲の故意または過失による故障等、乙の責に帰すべからざる事由による修理はその費用を甲が負担する。

自動ドア保守仕様書 (SOVタイプ) セミフルメンテナンス

別紙保守点検業務契約に基づく保守作業の作業内容については、本自動ドア保守仕様書によるものとする。

1. 保守契約における保守とは機械各部の点検調整を行い、良好な開閉状態を維持させる為のものである。
2. 契約期間内の定期点検月は、7月、10月、3月の3回とする。
3. 保守対象機械の範囲は次の通り。
 - (1) 駆動装置 (2) 制御装置 (3) 起動装置 (4) 懸架装置 (5) 電気配線で乙の施工範囲
4. 故障時に乙は技術員を速やかに派遣し、修理を行う。
5. 定期点検及び故障時の交換部品、分解修理は有償とする。
6. 次の部品は消耗部品として無償扱いとする。
 - (1) マイクロスイッチ (2) 戸車 (3) Vベルト (4) カーボンブラシ (5) 防振ゴム (6) 各種リレー
7. 次の場合は有償となる。
 - (1) 甲の都合により行う工事又は改装等の為、設備の移設あるいは改修を行う時。
 - (2) 甲の依頼により契約対象外の機器を点検・修理・調整を実施した時。
 - (3) 甲又は第三者の不注意又は故意に機器を破損した時、又は機能を損ねた時の修理・調整。
 - (4) 乙以外が点検・調整・修理を行った後の修理・調整。
8. 保守作業に必要な工具、油脂、ウエス、ビス、ボルト、ナット等は乙の負担とする。
9. 甲は管理担当を定め、常に安定した機能を発揮出来る様に心掛け、下レールの掃除、起動スイッチ・検知エリア・ドア開閉エリアに障害物を置かない様に注意する。
10. 修理時間帯による修理割増料金

区 分	曜 日	時 間 帯	割増料金(消費税別途)
通 常	月～土曜日	8：40～18：00	無 し
時 間 外	月～土曜日	18：00～22：00	¥ 5,000
時 間 外	月～土曜日	22：00～{8：40}	¥10,000
休 日 対 応	日曜、祝日	8：40～22：00	¥10,000
休日対応(時間外)	日曜、祝日	22：00～{8：40}	¥12,500

{ } は翌日を示す。

11. 定期点検の内容

(1) 駆動装置

- ・ギヤーボックス 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
- ・モーター 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
- ・駆動、ガイドプーリー 目視確認（磨耗、損傷のチェック）及び調整
- ・駆動、Vベルト 目視確認（磨耗、損傷のチェック）及び調整
- ・クラッチ 目視確認（磨耗、損傷のチェック）及び調整

(2) 制御装置

- ・本体 目視確認（損傷、異常過熱、接続コード等の損傷、接続コネクタのチェック）

(3) 起動、補助光電スイッチ

- ・本体 目視確認（損傷のチェック）及び調整、検知エリア及び起動・安全信号の発信確認

(4) 扉、懸架装置

- ・吊りレール 目視確認（磨耗、損傷のチェック）及び取付けボルト等の増し締め及び調整
- ・ハンガー 目視確認（損傷の有無、戸車転動面の磨耗、戸車フランジの磨耗のチェック）及び転動時の円滑性の確認及び調整